

都留市告示第 122 号

都留市宅配ボックス購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 20 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進し、宅配荷物の再配達削減による事業者の負担及び環境負荷の軽減に寄与するとともに市民の利便性の向上を図るため、宅配ボックスの設置に係る費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「宅配ボックス」とは、鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有し、かつ、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 宅配荷物の受け取りを可能とした製品であること。ただし、リース・レンタル品及び自作のものを除く。
- (2) この要綱の適用日以後に購入されたものであること。
- (3) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、宅配ボックス本体の購入費用(付属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税は除く。)とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 戸建住宅又は集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックスを購入する者で次のアからウまでの要件を満たし、かつ、その住宅に居住する者であること。

ア 第 6 条に規定する補助金の交付申請を行う日において本市の住民基本台帳に登録されていること。

イ 宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合においては、所有者等から設置の同意が得られていること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

(2) 集合住宅(市の家屋課税台帳に登録されている者又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項に規定する検査済証を交付された者)に共同使用を目的とした宅配ボックスを購入する者で次のア又はイの要件を満たす当該集合住宅の所有者又は管理組合であること。

ア 個人の場合は、市税等の滞納がないこと。

イ 法人の場合は、当該法人に係る市税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第 1 号に掲げる補助対象者 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、10,000 円を限度とする。

(2) 前条第 2 号に掲げる補助対象者 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、集合住宅の総戸数又は購入した宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数に 10,000 円を乗じた額を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に 100 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき 1 基限り、又は所有する集合住宅 1 棟につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、宅配ボックスを購入した日の属する年度の 2 月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書(購入金額(税額がわかるもの)、購入日、購入店名、

商品名等分かるもの)

- (2) 宅配ボックスの設置後の状況が確認できる写真
- (3) 宅配ボックスの仕様等が確認できる書類の写し
- (4) 振込口座が確認できる通帳の写し
- (5) 固定資産税が未課税の集合住宅については、建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるは、都留市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、この要綱の規定により取得した価格又は効用の増加した価格が単価 5 万円を超える機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、市長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第 3 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認申請があった場合は、原則として交付した補助金

のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 12 月 20 日から施行し、同年 7 月 10 日から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定により交付決定された補助金については、同日以後も、なおその効力を有する。

都留市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書

都留市長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

都留市宅配ボックス購入費補助金交付要綱第6条の規定により、裏面の誓約事項に同意し、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

世帯主氏名 該当するチェック欄 (□) に レを記入してください。	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 世帯主氏名 ()
申請者区分 該当するチェック欄 (□) に レを記入してください。	<input type="checkbox"/> 戸建住宅又は集合住宅に居住する者 <input type="checkbox"/> 集合住宅の所有者又は管理組合
※賃貸借住宅の場合の確認事項 チェック欄 (□) にレを記入し、許 可を得た方のお名前を記入してくだ さい。	<input type="checkbox"/> 所有者、管理組合より使用に関し、許可を得ている。 所有者、管理組合名 _____ 様 (組合)
補助金申請額の算出式 内訳の①補助対象額には宅配ボ ックス本体の購入費用、④補助 対象外の額には付属品購入費、 設置費、運搬費、工事費、⑥税 額には消費税及び地方消費税を 記入してください。 ※①の補助対象額は、クーポ ン券やポイント利用後の金額 です。	購 入 費 用 総 額 _____ 円 (①+④+⑥) 内訳 { 補 助 対 象 額 _____ 円…① 補助対象外の額 _____ 円…④ 税 額 _____ 円…⑥ ①の額×1/2= ② _____ 円 (100円未満切捨) ■戸建住宅又は集合住宅に住む者による個人使用を目的とした 宅配ボックスの設置 ②の額が { 10,000円以上の場合、10,000円 10,000円未満の場合は、②の額 ■集合住宅の所有者又は管理者等による共同使用を目的とした 宅配ボックスの設置 集合住宅の総戸数 ③ _____ 戸 宅配ボックスの扉数 ④ _____ 扉 ③と④の少ない数 ⑤ _____ 戸(扉) ⑤×10,000円=⑥ _____ 円 ②の額が { ⑥の金額以上の場合、⑥の額 ⑥の金額未満の場合は、②の額
補助金申請額 (交付請求額)	上記で算出した額 _____ 円
購入日 (支払日)	年 月 日

(裏面へ続く)

(裏)

設置場所 該当するチェック欄 (□) に レを記入してください。	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 設置場所 () 集合住宅の名称 ()
添付書類 添付する資料のチェック欄 (□) に レを記入してください。	<input type="checkbox"/> 領収書 (宅配ボックスの購入金額、購入日などがわかるもの) <input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置後の状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 宅配ボックスの仕様等が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 振込口座が確認できる通帳の写し <input type="checkbox"/> 固定資産税が未課税の集合住宅については、建築基準法第7条第5 項に規定する検査済証の写し
交付対象となる宅配ボックス	鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有し、かつ、次の要件を満たしているものとする。 (1) 宅配荷物の受け取りを可能とした製品であること (リース・レンタル品及び自作のものを除く。) (2) この要綱の適用日以降に購入されたものであること。 (3) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること。

振込先口座

金融機関名・店名	銀行・金庫 組合・農協	本店 支店／支所
口座種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義	※申請者と同一名義人	

誓約事項

- (1) 申請する宅配ボックスは、都留市宅配ボックス購入費補助金交付要綱に記載された要件を満たしています。
- (2) 集合住宅で個人使用を目的とした宅配ボックスを使用する場合、集合住宅の所有者又は管理組合の了承を得ています。(賃貸住宅等自己の所有する住宅ではない場合を含む。)
- (3) 集合住宅で個人使用を目的とした宅配ボックスを使用する場合、宅配事業者がその宅配ボックスへ宅配物を配送することが可能です。
- (4) 宅配ボックスは、申請者の責任で使用し、宅配荷物あるいは宅配ボックスそのものの盗難、苦情、トラブル等(宅配事業者との荷物の受け取りに関するケースを含む)に対し、市が責任を負わないことを同意します。
- (5) 当該補助金の交付に当たり、市長が住民基本台帳、市税等の納付状況、家屋課税台帳等必要な事項を調査することについて、同意します。
- (6) 当該補助金で取得した宅配ボックスは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないことを同意します。
- (7) 当該補助金の交付に関し、市長から必要な書類等の提出、現地調査を求められた場合は、速やかに対応します。
- (8) 上記(1)～(7)に反した場合、交付された補助金を返還します。

上記項目全てについて誓約します。

申請者名

(自署)

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号

年 月 日

様

都留市長

都留市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった都留市宅配ボックス購入費補助金については、同補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

都留市補助金等交付規則及び都留市宅配ボックス購入費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

都留市長 様

〒
申請者 住 所
氏 名
電話番号

財産処分承認申請書

都留市宅配ボックス購入費補助金交付要綱の規定により取得した財産を次のとおり処分したいので、同要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類